（環境負荷低減事業活動計画の認定の申請等）

第八条　法第九条第一項の規定により環境負荷低減事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者は、氏名及び住所を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　環境負荷低減事業活動計画

二　当該認定を受けようとする食品等事業者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面

三　当該認定を受けようとする食品等事業者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

四　当該認定を受けようとする食品等事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

五　当該環境負荷低減事業活動計画に法第九条第三項に規定する措置に関する事項を含める場合にあっては、次に掲げる書類

イ　当該法第九条第三項に規定する措置を行う者（以下この号において「環境負荷低減研究開発事業者」という。）が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面

ロ　環境負荷低減研究開発事業者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

ハ　環境負荷低減研究開発事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

3　第五条の規定は、法第九条第八項において準用する法第七条第一項の規定により環境負荷低減事業活動計画の変更の認定を受けようとする認定環境負荷低減事業者について準用する。この場合において、第五条第二項第二号中「第三条第二項第二号から第五号まで」とあるのは、「第八条第二項第二号から第五号まで」と読み替えるものとする。

（研究機構の環境負荷低減設備等）

第九条　法第九条第四項第一号ロの農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものをいう。

一　環境負荷低減事業活動に係る技術の開発に用いる設備等

二　前号に掲げる設備等の円滑な利用を図るために必要な設備等及び土地

（消費者選択支援事業活動計画の認定の申請等）

第十条　法第十条第一項の規定により消費者選択支援事業活動計画の認定を受けようとする食品等事業者は、氏名及び住所を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　消費者選択支援事業活動計画

二　当該認定を受けようとする食品等事業者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面

三　当該認定を受けようとする食品等事業者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

四　当該認定を受けようとする食品等事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

五　当該消費者選択支援事業活動計画に法第十条第三項に規定する措置に関する事項を含める場合にあっては、次に掲げる書類

イ　当該法第十条第三項に規定する措置を行う者（以下この号において「消費者選択支援研究開発事業者」という。）が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面

ロ　消費者選択支援研究開発事業者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

ハ　消費者選択支援研究開発事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

（新設）

（新設）

（新設）